

## 落とし物をした場合



スーパー、駅、競技場などの施設内で落とし物をしました。どうしたらよいでしょうか？



落としたと思われる場所が、駅、デパート等の特定の施設である場合、その施設の管理者に落とし物が届いていないかを確認をしてください。



施設に確認してもなかった場合はどうしたらよいでしょうか？



・落とした物の中にキャッシュカードやクレジットカード、携帯電話などが含まれている場合、発行元や携帯電話会社等へ速やかに連絡をし、それぞれに利用停止等の手続をしてください。

・最寄りの警察に行き、遺失物届を提出してください。

**Q****遺失物届に必要な情報は何でしょうか？****A**

- ・拾得された日時、場所と照合するための重要な情報になりますから落とした日時、場所を伝えてください。
- ・キャッシュカード(カタカナ・口座番号)等、遺失物に記載されている記名や個別の番号を伝えてください。
- ・遺失物の色、形などの特徴を伝えてください。例えば、遺失物の内側に傷、写真が貼ってある、キャラクターの飾りがついているなど。
- ・遺失届のいろいろな情報を遺失物情報システムと照合し一致することにより、速やかに遺失者に連絡することができますから。

**Q****遺失物届はいつまでに提出すればよいのでしょうか？****A**

- ・遺失届は早めに提出してください。
- ・警察に届けられた拾得物件の保管期限は3か月間です。この間に遺失者が判明しなければ、返還を受けることができなくなってしまいますので、落としたことに気づいたら、すぐに遺失届を提出してください。遺失届が提出されないと照合等ができず落とし主に連絡が取れない場合があります。
- ・各都道府県警察ウェブサイトでは拾得物情報を公表し、検索することができます(拾得された日時、場所、物件の種類等から、警察に届いているか、どの警察署で保管されているかを調べることができます)。



Q

警察に落とし物が届けられた場合にどうなるのでしょうか？



A

- 届けられた警察署から連絡をします。連絡は、原則として、文書によるものとなります。
- 遺失物がキャッシュカードやクレジットカード、携帯電話の場合には、原則として、カード類の発行元や携帯電話会社が警察からの依頼により、拾得物として届けられている旨を連絡します。教示された警察署に事前に連絡をした上で、受付時間内に受け取りに行ってください。
- 警察署に取りに来ることが困難な場合、本人確認を確実に行うことができるときは、送付による落とし物の返還を申し出ることができます。ただし、送料は全て自己負担です。



Q

届けた方へのお礼についてはどうしたらよいのでしょうか？



A

- 落とし物を拾って届け出た方から請求があった場合には、報労金（落とし物の価値の5%から20%の間）（施設内で拾われた場合は2.5%から10%ずつ）および落とし物の保管等に要した費用を支払う必要があります。
- 拾得者が自分の氏名または住所を遺失者に告知することを同意している場合には、警察が遺失者の氏名等を拾得者に告知することができます。報労金等の金額、支払い方法については、拾得者と話し合って決めてください。

路上等（施設以外）のどこで落としたか分からぬ場合にどうしたらよいのでしょうか？

最寄りの警察に行き、遺失物届を提出してください。以下の手続きは、遺失物を施設内で落とした場合と同じです。

## 落とし物を拾った場合

**Q**

お店等の施設で落とし物を拾った場合にどうしたらよいでしょうか？

**A**

- ・駅、デパート、遊園地、ホテル、病院、ビル等の施設の中や、電車、バス、タクシー等の乗り物の中のように管理者のいる場所で拾った場合には、速やかに駅係員、従業員、店員等の施設の管理者に届け出してください。なお、管理者のいる場所で拾った場合には、拾ってから24時間以内に管理者に届出をしないと、拾得者としての権利がなくなってしまいます。
- ・管理者のいない例えは道路などで拾った場合は警察に届け出します。届出はどこも警察署、交番・駐在所でもかまいません。
- ・警察で落とし物を受理した場合、届け出た拾得者には、拾った日時・場所・落とし物の特徴、遺失者に返還できなかった場合に落とし物を受け取ることのできる期間などが記載された「拾得物件預り書」を受け取ります。
- ・落とし物の所有権を取得した後で、当該落とし物を受け取るときに必要となるので、「拾得物件預り書」を大切に保管してください

**Q**

警察に遺失物が届けられたらどうなるのですか？

**A**

- ・警察に届けられた落とし物は、警察署において、遺失者を探すための公告や関係機関・事業者等に対する照会調査を行うとともに、届けられた日から3か月間、警察署で保管します。



Q

警察に届けられた落とし物はすべて3か月間、警察署で保管するのですか？



A

- ・傘、衣類、ハンカチ、マフラー、ネクタイ、ベルト、その他の衣類と共に身に着ける纖維製品又は皮革製品、履物、自転車、動物については、公告の日から2週間以内にその遺失者が判明しないときは、売却又は処分されることがあります。



Q

遺失者が判明したときは、警察から連絡があるのですか？



A

- ・遺失者が判明したときは、警察から遺失者に連絡をして落とし物を返還します。遺失者に落とし物を返還したときには、拾得者にその旨を連絡します。
- ・遺失者が落とし物の所有権を放棄した場合、拾得者がその落とし物を受け取ることができます。



Q

遺失者が判明しない場合に落とし主は落とし物の権利を得られるのですか？



A

- ・警察に届けられた日から3か月の保管期間が経過しても遺失者が判明しない場合には、拾得者がその落とし物を受け取ることができます。